

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、重度心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

美馬市長

公表日

平成27年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>美馬市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障がい者等の保健の向上に寄与し、もってその福祉の増進をはかることを目的とし、医療費の飯給を助成する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①医療費助成を受けるための認定申請及び更新時の受給資格要件の確認(居住地要件、障がい要件、所得要件等)②受給者の他の法令による公費負担医療利用状況の確認③受給者の医療保険者からの療養費等支給状況の確認④償還給付される医療費の審査及び受給者への支払い⑤現物給付された医療費の審査及び医療機関等への支払い
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1. 総合福祉システム2. 中間サーバー3. 団体内統合宛名システム4. 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
重度医療受給者関係ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第2項に基づく番号条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部長寿・障がい福祉課
②所属長	長寿・障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部長寿・障がい福祉課障がい福祉担当 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5614

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

